

平成 2 1 年度実施方針

研究開発推進部

1. 件名

S B I R 技術革新事業

(S B I R とは、Small Business Innovation Research の略)

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 法律第 145 号）第 15 条
第 1 項第 2 号

3. 背景及び目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、新規市場の創出につながる技術開発を推進し、我が国産業の国際競争力を強化するとともに、社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組の促進を図ることが重要な課題である。こうした課題の解決を図り我が国産業の国際競争力を強化する観点から、我が国におけるイノベーションの担い手としてベンチャー企業、中小企業の果たす役割も大きい。

このため、S B I R 技術革新事業においては、ベンチャー企業及び中小企業の技術開発力を活用し新規市場の創出につなげるために、公的機関のニーズ等を踏まえ国が設定した技術開発課題について、事前調査及び研究開発を実施することにより、競争力のある中小企業等の創意を活用し我が国のイノベーションに資することを目的とする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

公的機関のニーズ等を踏まえ、国が設定した技術開発課題について、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「N E D O 技術開発機構」という。）が公募により委託先を選定し、事前調査（以下「F / S」という。）及び研究開発（以下「R & D」という。）を実施する。

具体的には、設定された技術開発課題ごとに、段階的選抜方式によって案件の絞り込みを行うこととし、F / S の実施結果を評価した上で、R & D に移行するものとする。

4. 2 事業方針

<委託要件>

(1) 対象事業者

原則として、中小企業基本法に定める中小企業とする。

日本国に登録されている企業であって、当該事業者が日本国内に本事業に係る主たる技術開発のための拠点を有する事業者とする。

(2) 対象技術開発課題

宇宙分野、バイオ分野等の分野について、関係省庁及び公的機関等と連携・協力し、公的機関のニーズ等を踏まえた技術開発課題を設定する。

(3) 審査項目

技術内容及び事業化の見通しについて、適切な技術評価項目及び事業化評価項目を設定するものとする。なお、技術評価については、各分野及び各技術開発課題の特性を踏まえ、分野ごと及び技術開発課題ごとに適切な審査項目・審査基準を設定するものとする。

<委託条件>

(1) 実施期間

F/S：1年以内

R&D：1年間程度

(2) 規模・契約形態

①規模

F/S：1件当たり1,000万円程度まで

R&D：1件当たり5,000万円程度まで

②契約形態

委託（バイドール適用）

(3) 採択予定件数

F/Sのみ、採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、内容が優れているものを採択する。

(4) 本年度事業規模（目安）

F/S：2.0億円

R&D：2.5億円

事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

5.1 実施体制（スキーム図）

別紙1のとおり。

5.2 公募

(1) 公募する媒体

「NEDO技術開発機構ホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う他、必要に応じ、他機関のホームページ等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDO技術開発機構ホームページで行う。本事業は、e-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成21年4月頃に1回公募を実施する予定。

(4) 公募期間

約60日間とする。

(5) 公募説明会

川崎、大阪、札幌及び福岡で開催する。また、必要に応じてNEDO技術開発機構が実施するテーマ公募型事業の公募説明会と合同で開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

事前書面審査及び外部有識者を含む採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

なお、採択結果公表時に採択審査委員を公表することとする。

(2) 公募開始から採択決定までの審査等の期間

70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO技術開発機構から提案者に通知する。

なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、提案者の名称、F/Sの名称及び概要を公表する。

5. 4 F/S及びR&Dの評価に関する事項

NEDO技術開発機構は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者等による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じてF/S及びR&Dの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

なお、F/Sの評価については、複数の採択案件の中からR&Dに移行する案件を選抜する目的で、翌年度に実施するR&Dを採択する審査の一部と位置づけ、外部有識者を含めた委員会等で実施する。また、R&Dの評価については、事業終了後速やかに、原則として、外部の有識者を含めた委員会等で評価を実施する。

評価項目については、技術内容及び事業化の見通しについて、適切な技術評価項目及び事業化評価項目を設定するものとする。なお、技術評価については、各分野及び各技術開発課題の特性を踏まえ、分野毎及び技術開発課題毎に適切な評価項目を設定するものとする。

6. その他の重要事項

6. 1 評価

NEDO技術開発機構は、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき実施する。

6. 2 複数年度契約の実施

原則として、F/SからR&Dまでを含めた複数年度契約を実施する。

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール

平成21年 3月5日 部長会附議

平成21年 4月 公募開始

平成21年 6月 公募締切

平成21年 7月 採択審査委員会

平成21年 8月 契約・助成審査委員会（採択決定）

7. 2 来年度の公募について

必要に応じて、平成21年度中に平成22年度の公募を開始し、審査、委託予定先を選定する。

8. 実施方針の改訂履歴

(1) 平成21年3月 制定

(別紙1)

S B I R 技術革新事業
実施体制 (スキーム図)

